

# 健康寿命の延伸に向けた ヘルスケア産業の創出

令和3年6月  
ヘルスケア産業課

# コロナ下での健康上の課題に係るデータ①：運動量

## ①厚労省 調査研究

**コロナ下の「新しい生活様式」における生活習慣の変化や予防・健康づくりへの影響に関する調査研究（結果速報値）**

○方法：インターネット調査

○有効回答数：60,154人（回答割合72.3%）

○対象：20～79歳までの男女 83,216人  
（全国の人口分布に合わせて対象者を抽出）

○調査期間：2021年3月

### 結果概要（生活習慣）

コロナ感染拡大前（2020年1月）→コロナ感染拡大後（2021年3月）

※すべて $p < 0.01$ （有意な変化）

・ **1日あたりの平均歩数※**：6,934歩→6,770歩

※測っている人のみ N=23,685

・ **体重**：59.82kg→60.16kg

・ **BMI**：22.12→22.24

・ **飲酒（アルコール量）**：14.86g→14.09g

・ **毎日飲む人の割合**：16.1%→15.8%

・ **喫煙者**：19.3%→18.0%

## ②健康長寿産業連合会 調査研究

**新型コロナウイルス流行下における健康経営の取組み状況に関する調査（第二回）**

○方法：インターネット調査

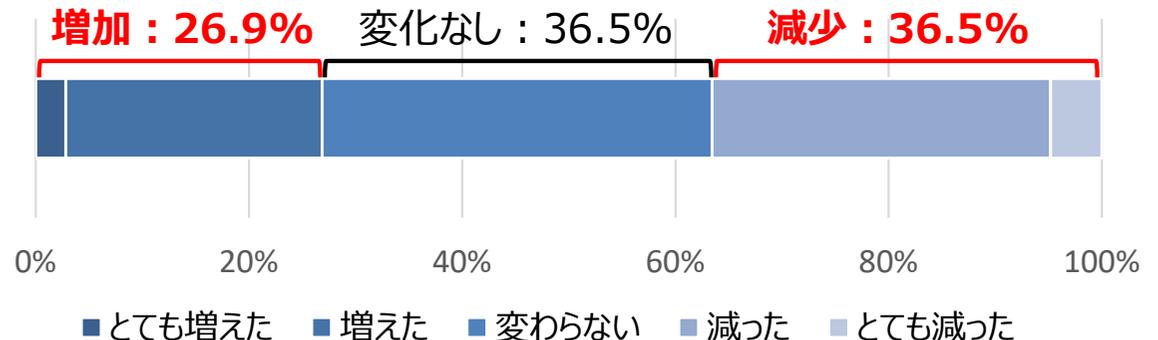
○対象：健康経営会議2020参加者 482人

○有効回答数：301人（回答割合62.4%）

○調査期間：2020年12月

※週3日以上在宅勤務をしている群（104人）から得られた回答結果情報をもとに経産省で作成

### 緊急事態宣言前との比較（運動機会の変化）



# コロナ下での健康の課題についてのデータ②： 健診・検診受診率

## ○厚労省調査研究

コロナ下の「新しい生活様式」における生活習慣の変化や予防・健康づくりへの影響に関する調査研究厚労省調査研究  
(結果速報値)

### 結果概要 (健診)

コロナ感染拡大前 (2019年度) → コロナ感染拡大後 (2020年度)

※すべて $p < 0.01$  (有意な変化)

#### ・健康診断受診者：59.5% (2019年度) → 55.0% (2020年度)

・健康診断未受診理由 (上位5個)：

医療機関や健診会場でコロナに感染するのが怖い (21.0%)、なんとなく (19.1%)、不要不急と判断した (15.4%)、もともと受診する予定がなかった (14.7%)、必要な時は自分で医療機関を受診するから (13.3%)

(40歳以上に限定) N=35,547

#### ・健康診断受診者：66.3% (2019年度) → 60.7% (2020年度)

・健康診断未受診理由 (上位5個)：

医療機関や健診会場でコロナに感染するのが怖い (26.1%)、必要な時は自分で医療機関を受診するから (18.2%)、不要不急と判断した (17.4%)、なんとなく (15.1%)、めんどう (12.8%)

(40歳以上に限定) N=35,547

#### ・がん検診・人間ドック受診者：31.1% (2019年度) → 27.8% (2020年度)

・がん検診・人間ドック未受診理由 (上位5個)

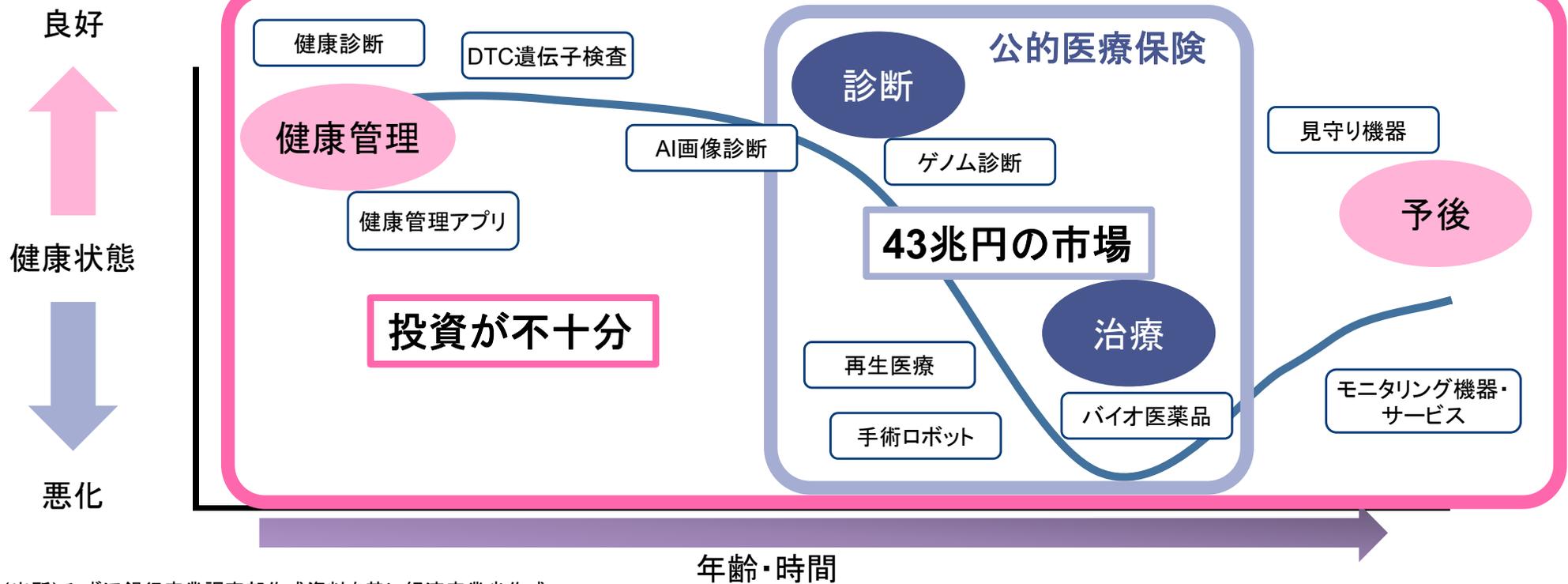
なんとなく (17.7%)、医療機関や健診会場でコロナに感染するのが怖い (17.1%)、必要な時は自分で医療機関を受診するから (16.3%)、もともと受診する予定がなかった (15.8%)、必要性を感じないから (14.1%)

# ヘルスケア産業とは？

Healthcare = Medical care + Wellness

## ヘルスケアサービスの広がり

広義のヘルスケア

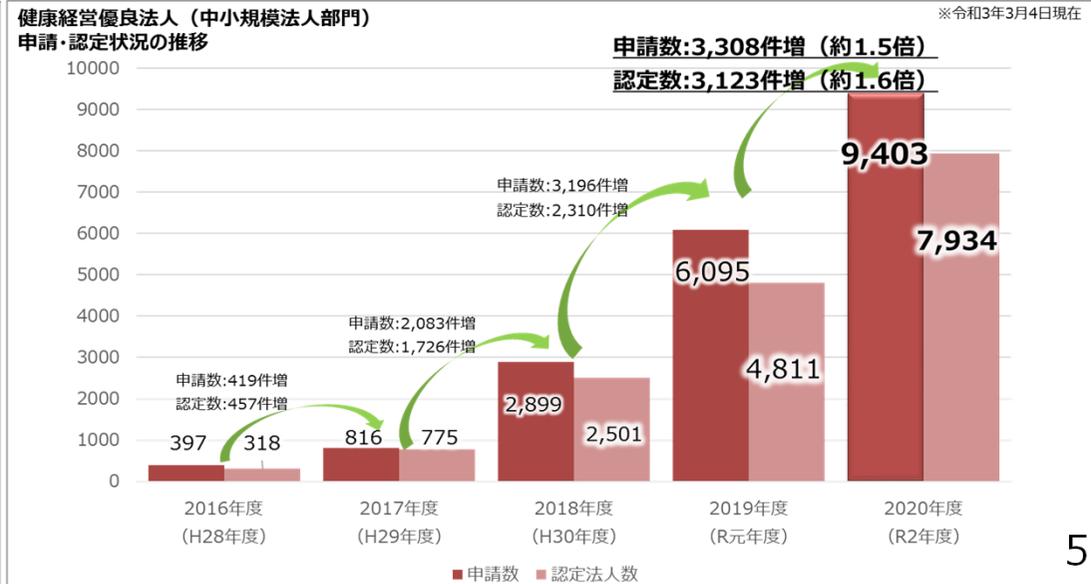
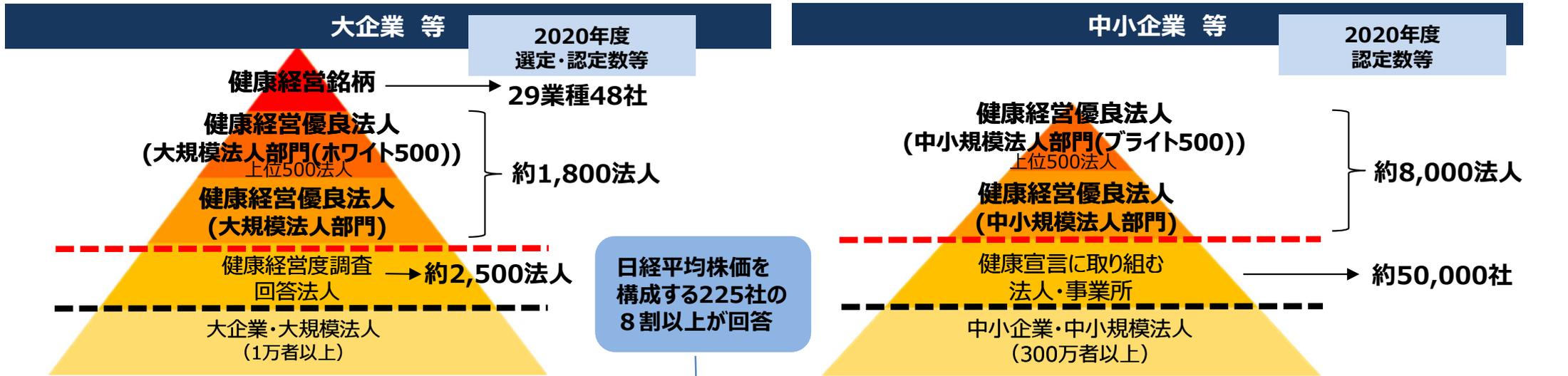


(出所)みずほ銀行産業調査部作成資料を基に経済産業省作成

# 論点 1 公的保険外サービスへの投資拡大 (健康経営)

# 健康経営と顕彰制度について

- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。
- 健康経営に係る各種顕彰制度（健康経営銘柄、健康経営優良法人）を推進。認定を取得する企業は年々増加している。



# **(1) 上場企業の取り組み強化**

# 上場企業の取組強化（ESGとしての健康経営）

- 健康経営は、**ESG（環境・社会・企業統治）における”S”に位置づけられる**。機関投資家においては、健康経営優良法人の認定の有無をESGの評価基準に組み入れる動きも見られる。
- コーポレートガバナンス・コード改訂案においては、「従業員の健康・労働環境への配慮」に関する記載が追加。併せて、経営戦略における「人的資本への投資」に係る情報開示にも言及されている。

## ESG投資における健康経営の位置づけ

### Environmental (E)

- climate change
- greenhouse gas (GHG) emissions
- resource depletion, including water
- waste and pollution
- deforestation



### Social (S)

- working conditions, including slavery and child labour
- local communities, including indigenous communities
- conflict
- health and safety**
- employee relations and diversity



### Governance (G)

- executive pay
- bribery and corruption
- political lobbying and donations
- board diversity and structure
- tax strategy



(出所) UNPRI Webサイト

## コーポレートガバナンス・コード改訂案

### 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

- 2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、**従業員の健康・労働環境への配慮**や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は、**重要なリスク管理リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題の一部であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。**

### 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則3-1. 情報開示の充実】

- 3-1③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、**自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。**

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

# 上場企業の取組強化（回答情報の一部を経済産業省HPで公表）

- 健康経営度調査の回答企業に対し、毎年度、経済産業省から以下のフィードバックシートを送付。
- 健康経営銘柄企業の全48社の昨年度分については、5月10日に経済産業省HPに揭示済み。
- 同様に、ホワイト500企業についても開示に同意が得られた分については6月中旬にHP揭示を予定。

CODE: 9999

経済産業省 令和2年度 健康経営度調査 <フィードバックシート>

貴社名: (サンプル)

■所属業種: 士業法人、その他法人、公法人・特殊法人

■総合評価: 上位20%超30%以内(505~756位)

貴社順位: 501~600位圏内

※「ホワイト500」に該当するかについては、申請法人に絞った順位で判定します。そのため、フィードバックシート時点の順位から繰り上がり判定される場合があります

昨年評価: 上位30%超40%以内(757~1009位)

■評価の内訳

側面	数値	貴社	回答企業全体トップ	業種トップ	業種平均
経営理念・方針	3	49.1	70.7	71.2	48.3
組織体制	2	64.8	68.6	64.8	49.6
制度・施策実行	2	57.3	69.7	66.8	48.6
評価・改善	3	49.6	68.0	64.6	51.3

※各側面の数値は全社平均を元にした偏差値  
 ※各側面の数値に重みを掛けた値を合算し、総合評価を算出  
 ※所属業種の有効回答が5社未満の場合は業種トップは「-」を表示  
 ※トップは順位が一位の企業の成績ではなく各項目毎の最高値

■総合得点のヒストグラム (縦軸: 該当社数)

貴社の得点の位置を斜線で表示しています。  
 ※平均は500点になります。

■評価詳細分析  
 各側面の内訳詳細評価を分析。  
 ※各側面の数値は全社平均を元にした偏差値  
 ※トップは順位が一位の企業の成績ではなく各項目毎の最高値  
 ※内訳項目と設問の対応は、別添の解説資料をご覧ください。

■評価偏差値

側面	項目	貴社	回答企業全体トップ	業種トップ	業種平均
組織体制	経営理念の普及	50.4	71.8	70.9	47.9
	経営層の関与	62.5	63.5	63.6	52.1
	体制構築・担当者教育	63.9	66.4	63.9	48.0
	担当者人数	62.4	88.9	72.7	51.0
制度・施策実行	健康課題の把握・対応	54.5	69.6	65.4	49.3
	リスク保有者限定施策	58.2	61.8	62.6	49.3
	限定しない施策	59.5	73.2	68.2	48.4
	その他の施策	52.6	73.4	69.6	47.9
評価改善	健康診断結果等の指標の把握	55.6	68.1	67.2	50.3
	労働時間・休暇等の指標の把握	33.3	69.3	66.6	53.4
	効果検証	51.9	69.5	70.7	52.0
	効果検証	51.9	69.5	70.7	52.0

■総合評価の順位 (10%・100位単位)

■主要課題への対応  
 貴社の「効果検証を行った個別の課題」(調査票Q69SQ1)の施策および評価・改善の状況を分析。課題別の評価について、制度・施策実行、評価・改善、全体に分けて評価を記載しています。  
 ※各項目の数値は各課題に対応する評価得点を全社平均を元に偏差値に変換した値  
 ※課題分類と設問の対応は、別添の解説資料をご覧ください。

番号	課題分類	貴社 回答	課題への対応度		うち制度・施策実行		うち評価・改善	
			貴社 偏差値	業種平均	貴社 偏差値	業種平均	貴社 偏差値	業種平均
1	生活習慣病などの疾病の健康者に 対する発症予防	○	51.7	50.0	53.6	48.7	52.1	51.5
2	生活習慣病などの疾病の高リスク者 に対する重症化予防		58.5	49.9	58.4	49.6	56.1	50.7
3	メンタルヘルス不調等のストレス関連 疾患の発症予防・早期発見・対応		52.3	50.0	56.7	48.7	50.2	51.4
4	従業員の生産性低下防止・事故発 生予防		46.6	48.4	45.7	48.5	45.7	48.5
5	女性特有の健康課題等、女性の健 康保持・増進		52.2	52.2	59.9	48.5	-	-
6	退職後の職場復帰、就業と治療の 両立	○	35.0	35.0	59.7	45.5	20.8	52.8
7	労働時間の適正化、ワークライフ バランス、生活時間の確保							
8	従業員間のコミュニケーションの促進							
9	従業員の感染症予防 (インフルエン ザなど)							
10	従業員の喫煙率低下							
11	精密検査や任意健診などの受診率の 向上							

■評価の変遷  
 直近5回の評価結果の変遷を記載  
 ※各側面の数値は全社平均を元にした偏差値  
 ※過去の総合評価結果も今年度の区分(10%区分)に合わせて再集計しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
貴社の総合評価	上位50%超60%以内	上位40%超50%以内	上位50%超60%以内	上位30%超40%以内	上位20%超30%以内
【参考】全回答企業数	726社	1239社	1800社	2328社	2523社

■4側面の過年度の評価 (偏差値) 推移

回答トップ・平均、業界トップ・平均との比較が可能な、4側面の内訳の評価 (偏差値)

課題に対する施策や評価改善の対応状況に関する評価 (偏差値)

4側面の過年度の評価 (偏差値) 推移

# <参考： ESG視点の情報開示政策の例（女性活躍推進）>

- 厚生労働省では、女性活躍推進法に基づき各企業の女性の活躍に関する状況について公表する場として、2016年2月に「女性の活躍推進企業データベース」を開設。2021年2月現在、13,000を超える企業がデータベースに情報を登録。



## 【開示項目の概要】

1. 企業情報（業種・規模や自社サイトURLなど）	3. 働きやすさに関する実績（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）
2. 働きがいに関する実績（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）	男女の平均継続勤務年数の差異
採用した労働者に占める女性労働者の割合	男女別の採用10年前後の継続雇用割合
採用における男女別の競争倍率	男女別の育児休業取得率
採用における競争倍率の男女比	一月当たりの労働者の平均残業時間
労働者に占める女性労働者の割合	長時間労働是正のための取組内容
係長級にある者に占める女性労働者の割合	雇用管理区分ごとの一月当たりの労働者の 平均残業時間
管理職に占める女性労働者の割合	年次有給休暇の取得率
役員に占める女性の割合	データの対象
男女別の職種又は雇用形態の転換実績	データ集計時点
男女別の再雇用又は中途採用の実績	備考欄
	4. その他関連する取組（社内制度や表彰等の自由記述）

## <外部からの評価>

- 学生は公表情報をもとに他社と比較しているため、積極的な開示はプラスになると考えている。（掲載企業）
- 開設当初はデータ提供のみでやや無機質だったが、今は情報開示の仕方やメッセージを発信する先を明確にしておき、内容が充実した。（機関投資家）

# 健康経営に関する共通の評価指標の検討

- 現状、一部企業では業務パフォーマンス等の改善効果を分析する動きもあるが、**他社と比較可能な共通指標が確立していないため、検討を進めるべきではないか。**

## 健康経営の効果として定量的で比較可能な指標の候補

(健康投資管理会計ガイドライン等を参考に作成)

身体的指標 (注)	<b>【定期健診または特定健診の有所見者率】</b> 健診が法定義務化されていることから、どの企業も数値として保有している。
心理的指標	<b>【ストレスチェックにおける高ストレス者率】</b> 50人以上の事業場では法定義務化されていることから、多くの企業が数値として保有している。
業務パフォーマンス 等指標	<b>【傷病を理由とした休業日数（アブセンティーズム）】</b> 多くの企業において、社内規則で一定期間の疾病休業の際、主治医による診断書の提出を義務付けており、把握が容易と考えられる。
	<b>【プレゼンティーズム尺度のスコア】</b> 健康状態による労働生産性損失の状態を把握することができる。
	<b>【ワークエンゲイジメント尺度のスコア】</b> 仕事に向けられる従業員の活力等の状態を把握することができる。

(注) 特に、身体的指標に基づく比較については、過去のWG等において、「業種や職種、年齢構成、男女比率等によって、あるべき状態が異なり、単純比較は困難である」と指摘されており、数字だけが一人歩きしないように、開示項目や開示方法について、丁寧に議論していく必要がある。

## **(2) 中小企業への拡大**

# 自治体による健康経営等の顕彰制度

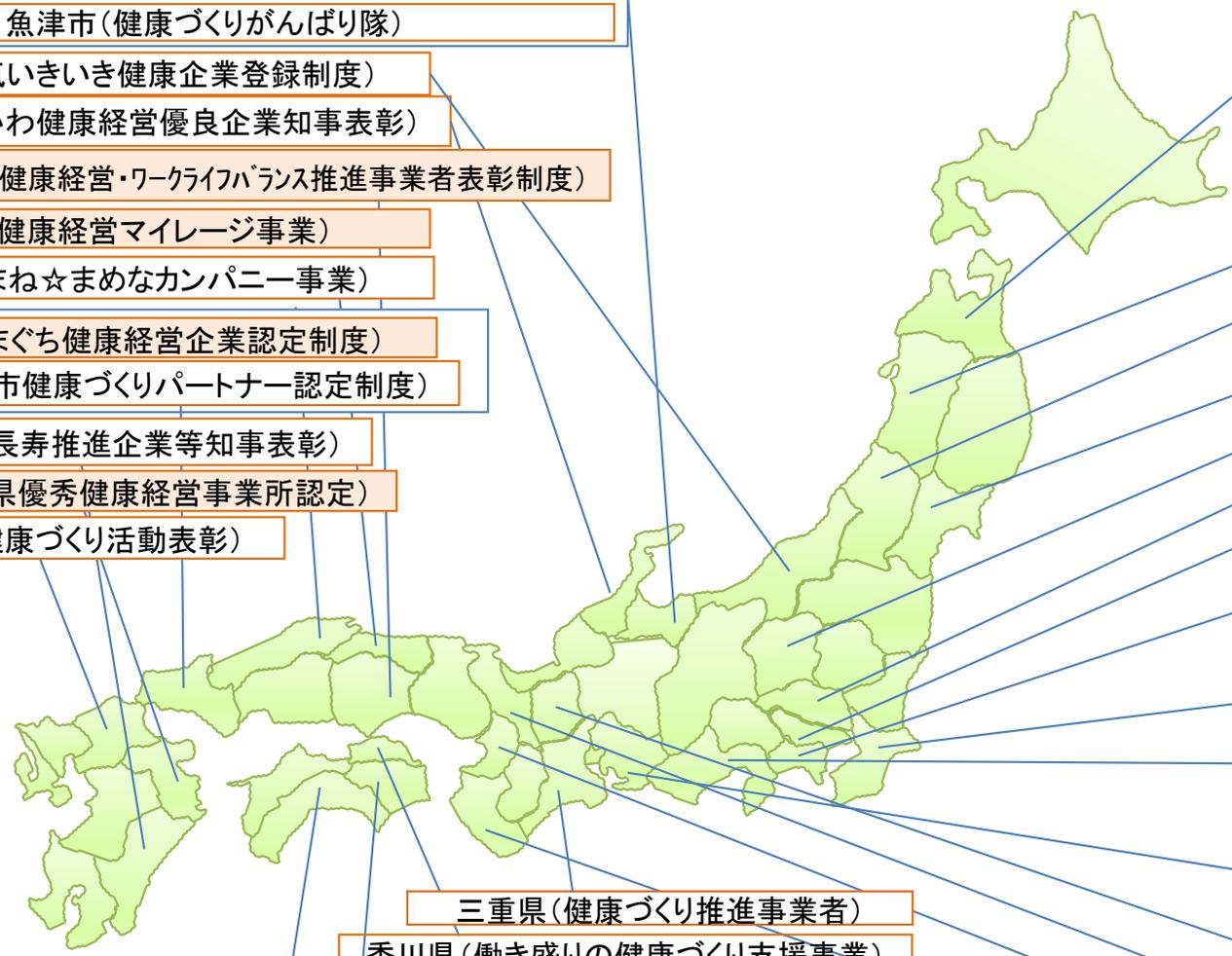
● 各地域の自治体等において、健康経営や健康づくりに取り組む企業等の認定・表彰制度等が実施されており、制度の数は増加している。  
 ※令和3年3月時点：94（前年比5増）

※ヘルスケア産業課調べ（自治体HP等を基に作成）

## <自治体における顕彰制度（一例）>

健康経営の顕彰制度      企業の健康づくり等に  
 関連した顕彰制度

- 富山県（『のぼそう健康寿命！健康づくり企業大賞』）
- 魚津市（健康づくりがんばり隊）
- 新潟県（元気いきいき健康企業登録制度）
- 石川県（いしかわ健康経営優良企業知事表彰）
- 岡山市（岡山市健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰制度）
- 鳥取県（健康経営マイレージ事業）
- 島根県（しまね☆まめなカンパニー事業）
- 山口県（やまぐち健康経営企業認定制度）
- 宇部市（宇部市健康づくりパートナー認定制度）
- 宮崎県（健康長寿推進企業等知事表彰）
- 大分県（大分県優秀健康経営事業所認定）
- 北九州市（健康づくり活動表彰）



- 青森県（健康経営認定制度）
- 青森市（あおもり健康づくり実践企業認定制度）
- 弘前市（ひろさき健やか企業認定制度）
- むつ市（むつ市すこやかサポート事業所）
- 秋田県（健康づくり推薦事業者等表彰）
- 山形県（やまがた健康づくり大賞）
- 宮城県（スマートみやぎ健民会議優良会員認定）
- 前橋市（まえばしウェルネス）
- さいたま市（さいたま市健康経営認定制度）
- 杉並区（健康づくり表彰）
- 神奈川県（CHO構想推進事業所登録）
- 横浜市（横浜健康経営認証制度）
- 千葉市（千葉市健康づくり推進事業所）
- 静岡県（ふじのくに健康づくり推進事業所宣言）
- 掛川市（かけがわ健康づくり実践事業所認定事業）
- 大府市（大府市働きやすい企業）
- 東海市（健康づくり推進優良事業所）
- 滋賀県（健康寿命延伸プロジェクト表彰事業）
- 京都府（きょうと健康づくり実践企業認証制度）
- 大阪府（大阪府健康づくりアワード）
- 和歌山県（わかやま健康推進事業所）

- 三重県（健康づくり推進事業者）
- 香川県（働き盛りの健康づくり支援事業）
- 徳島県（健康づくり推進活動功労者知事表彰）
- 高知県（職場の健康づくりチャレンジ表彰）
- 沖縄県（沖縄県健康づくり表彰（がんじゅうさびら表彰））

# (参考) 健康経営に対するインセンティブ措置

- 従業員の健康増進に係る企業の取組に対し、インセンティブを付与する自治体、金融機関等が増加している。
- 企業自らによる健康経営のパフォーマンスの発信のほか、経済産業省による各種情報発信により、こうした取組が自発的に拡大していくことを後押しする。

インセンティブ措置の数 (昨年度→今年度)

## 公共調達加点評価 (取組数: 14→18)

- ・自治体が行う公共工事、入札審査で入札加点

## 自治体が提供するインセンティブ (取組数: 16→19)

- ・融資優遇、保証料の減額
- ・奨励金や補助金

## 銀行等が提供するインセンティブ (取組数: 56→84)

- ・融資優遇
- ・保証料の減額や免除

## 健康経営優良法人に対する インセンティブ措置の具体例

### 長野県松本市

建設工事における総合評価落札方式の加点評価  
「健康経営優良法人」認定を受けている事業者に対して、100点満点中1.0点の加点評価。

### 大分県

中小企業向け制度資金「地域産業振興資金」  
「健康経営優良法人」等の認定を受けている中小企業・小規模事業者に対して特別利率・保証料率により融資。

### 池田泉州銀行

人財活躍応援融資“輝きひろがる”  
「健康経営優良法人」等の認定を取得している中小企業者に対し、銀行所定金利より一律年▲0.10%の融資を実施。

### 東京海上日動火災保険(株)

「業務災害総合保険 (超Tプロテクション)」  
従業員が被った業務上の災害をカバーする保険商品において、「健康経営優良法人認定割引」として5%の割引を適用。

### 住友生命保険相互会社

団体3大疾病保障保険「ホスピタA (エース)」  
3大疾病を保障する団体保険において、「健康経営優良法人」に対して健康経営割引プランを適用し、保険料を2%割引。

# パートナーシップ構築宣言

- パートナーシップ構築宣言において、健康経営を取り上げる企業もあり、サプライチェーン全体で健康経営に取り組む動きも出てきている。
- 取引先の健康経営の取組を確認・評価している事業者も増加している。

## <健康経営銘柄2021に選定されている東京海上HDの事例>

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 登録 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

### 「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト  
現在の登録数  
**1148**社

「パートナーシップ構築宣言」の  
**概要**  
登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の  
**登録**

※パートナーシップ構築宣言ポータルサイト トップページ抜粋  
(令和3年5月26日時点)

※ パートナーシップ構築宣言とは、①サプライチェーン全体での付加価値向上に向けた連携や、②中小企業等への「取引条件のしわ寄せ」の防止について取り組むことを、企業が自主的に宣言する枠組みのこと。

### 「パートナーシップ構築宣言」

東京海上グループは、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

#### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

##### a. 地方創生の取り組みへの貢献

- ・ 保険代理店と一体となって地域に根差してお客様をお守りする取組を行います。
- ・ 保険代理店と共に東京海上グループソリューションを徹底的に活用しながら各地方の「地方創生」の取り組みに貢献することで、地方と共に成長していくことを目指します。

##### b. 健康経営支援

健康経営の実践、周知啓蒙や地域企業の健康経営の支援を行います。

##### c. BCP（事業継続計画）策定支援

地域企業等に対し、BCP策定の重要性をお伝えするとともに、実際にBCP策定支援を行います。

#### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵

## **論点2 予防・健康づくりサービス の信頼性の確保**

# 予防・健康づくりの信頼性の確保

## <例：健康管理アプリ等の採用の判断>

類型		判断方法	考え方
個人	個人がアプリを購入する。	個人がブランドイメージや広告、ネット上のユーザー評価などを参考に判断。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的には、（安全性に問題が無い限り）個人が複数の商品・サービスを試しながら、自分の主観で気に入ったものを選択すべきもの。</li> <li>● 機能の表示や比較等について、消費者の誤認を招くおそれがある場合は、業界団体が自主ガイドライン等の対応を行うことが有効。</li> </ul>
職域	企業や健保が健康経営・保健事業として、従業員にアプリを配布・推奨。	ある程度の知識・経験を持つ担当職員が複数のアプリの品質・機能・評価等を比較した上で判断。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人使用と異なり、ある程度、客観的な基準に基づく判断が必要だが、その基準が整備されていない。</li> <li>● 用途に適した業界団体の認証制度や、第三者認証制度等が有効。</li> </ul>
地域	自治体が住民にアプリを配布・推奨。 ※ 神奈川県は「マイme-byoカルテ」アプリを開発。		

# ① 業界団体による自主ガイドライン・認証制度（供給側）

- 業界団体がヘルスケアサービスの一定の品質を確保するための指針として、平成31年4月に「**ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方**」を定めた（これに基づいたガイドライン策定は現時点で6件）。
- 今般、この「**あり方**」について、業界自主ガイドライン策定時に踏まえるべき観点・項目を明確化するとともに、ガイドラインの有効期間を最長2年間とし、その見直しを要件化するなどの改正を行った。  
（参考資料2参照）

## <「あり方」に基づいた業界自主ガイドライン>

名称	策定主体	概要
FIA加盟企業施設認証制度	日本フィットネス産業協会	運動の継続的な指導管理を実践する施設の安全性やコンプライアンス、指導の品質に関して遵守すべき事項を定めた認証制度。
エステティックサロン認証基準	日本エステティック機構	エステティックサロンが遵守すべき事項として、適正な契約や広告、エステティシャン教育等に関する事項を定めた認証制度。
優良サロン制度	日本エステティック業協会	エステティックサロンが遵守すべき事項として、コンプライアンスやエステティシャンの教育・労働環境等を定めた認証制度。
「健康な食事・食環境」認証制度	「健康な食事・食環境」コンソーシアム	認証基準に適合した食事（スマートミール）を基本要件を満たした継続的かつ健康的な環境（栄養情報提供や受動喫煙防止等）で提供する外食・中食・給食の店舗を対象にした認証制度。
健康増進機器認定要領	日本ホームヘルス機器協会	家庭向け健康機器等の安全性や機能の妥当性を審査し、一定水準以上の機器等を「健康増進機器」として認証する制度。（医療機器及び福祉用具を除く。）
ヘルスケア認定寝具制度	日本寝具寝装品協会	寝具寝装品のヘルスケアに関わる機能や事業者の基本事項を定めた認証制度。（医療機器及び福祉用具を除く。）

# (参考)業界の自主認定制度の活用例

- 業界団体の施設認定制度に、新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドラインの遵守を要件として盛り込み、認定施設において安心してサービスを利用できることを利用者へアピール。
- 業界団体として施設利用者に安心をアピールする取組に賛同し、新たに加盟する企業も増加。

## (一社)日本フィットネス産業協会 (F I A)

### F I A 加盟企業施設認定制度

健康の保持増進等を目的とした運動の継続的な指導管理を実践する施設を認証する制度。



#### <概要>

利用者の安全を確保するための施設管理やコンプライアンス遵守について定めている。

要件化

### 感染拡大予防ガイドライン

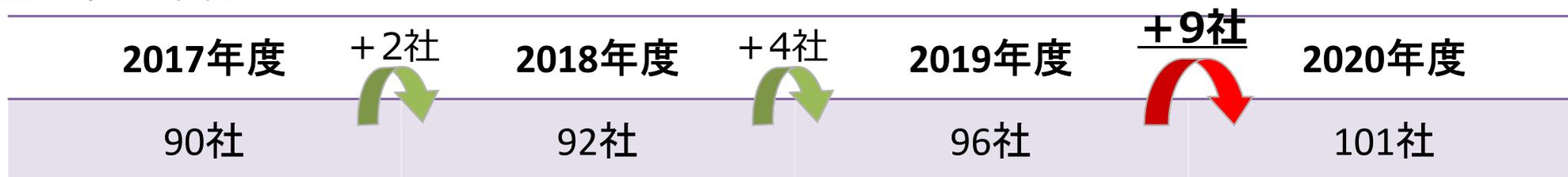
2019年度に初版。感染対策の徹底により適切な営業を継続し、消費者が安心して運動できる環境づくりを目指す。



#### 【ガイドラインのポイント】

- 内閣官房のHPで紹介
- マスク着用の徹底をルール化
- 更衣室における対策の強化
- 施設のエリア別、機能に応じた距離の確保を整理して明記

### <加盟企業数の変遷>



## ②企業・保険者等の利用者側からの評価の仕組み（需要側）

- 日本健康会議の「健康なまち・職場づくり宣言2020」において、保険者からの推薦等の基準を満たすヘルスケア事業者の創出に取り組んだ。（目標の100社を上回る事業者数）

**宣言7** 予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

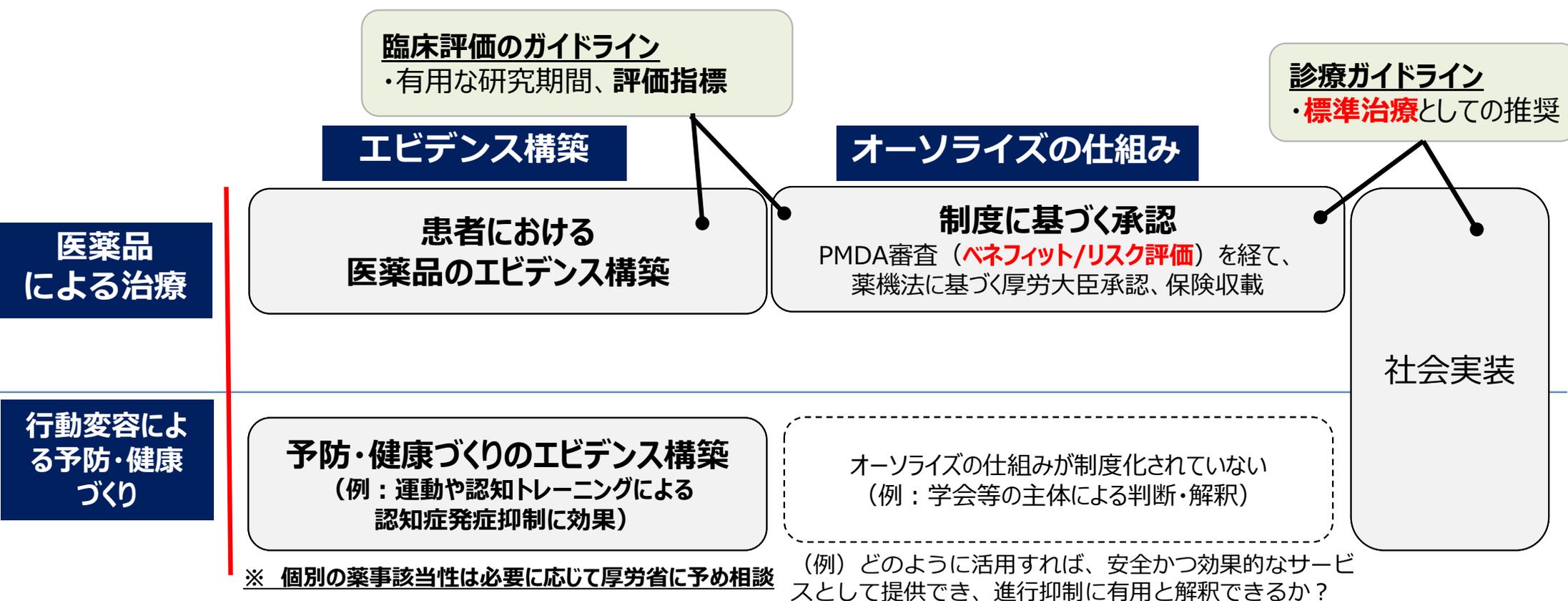


- 【達成要件】**
- ①予防・健康づくりの企画・実施において複数保険者から推薦を受けていること。
  - ②実施事業に必要な法令遵守を行っていること（定性確認）。
- ※①②は必須要件
- ⑪

このように「プロのユーザーが評価する」形式を発展させ、保険者や健康経営に取り組む企業が参加する「ヘルスケアサービス（例えば、健康管理アプリ）への評価」の仕組みを構築してはどうか？

### ③エビデンスに基づく予防・健康づくりの実用化促進（専門家側）

- 医薬品・医療機器については、法律に基づいて安全性・有効性等を確認するプロセスが確立しているが、行動変容による予防・健康分野においては、社会実装に必要なプロセスが確立していない。
- AMED等で行っているエビデンス構築のための実証事業に加え、社会実装につなげる支援を強化すべきではないか。



→研究成果の社会実装に向けて、関連の医学会などの専門家と、アプリや運動プログラムを開発するヘルスケア事業者との連携・協働への取り組みを、AMEDで新たに支援してはどうか。

## <参考： 予防・健康づくりのエビデンス構築>

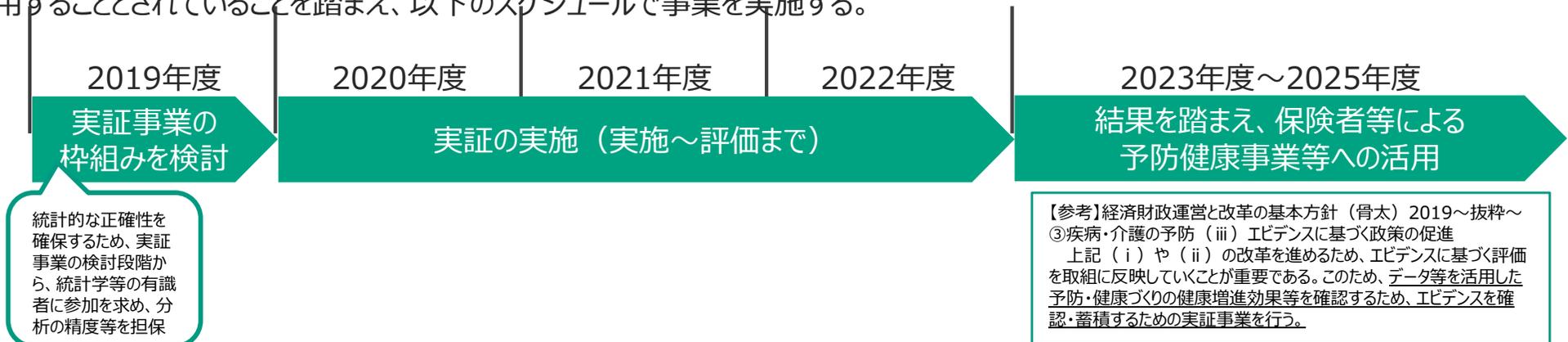
- 経産省においては、糖尿病軽症者を対象にした行動変容事業等、AMED事業を通じたエビデンス構築を行ってきた。
- また、厚労省・経産省が連携し、2020年度から、保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進するため、**予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための実証事業**を行っているところ。

### ● 実証事業の内容（順次追加）

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業</li> <li>● がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業</li> <li>● 重症化予防プログラムの効果検証事業</li> <li>○ 認知症予防プログラムの効果検証事業</li> <li>○ 認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業</li> <li>○ 複数コラボヘルスを連携させた健康経営の効果検証事業</li> <li>○ メンタルヘルスプロモーションに関する効果検証事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯周病予防に関する実証事業</li> <li>● AI・ICT等を活用した介護予防ツール等の効果・普及実証事業</li> <li>● 健康増進施設における標準的な運動プログラム検証のための実証事業</li> <li>● 女性特有の健康課題に関するスクリーニング及び介入方法検証のための実証事業</li> <li>● 食行動の変容に向けた尿検査及び食環境整備に係る実証事業</li> <li>● 健康にやさしいまちづくりのための環境整備に係る実証事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">（●：厚生労働省、○：経済産業省）</p> |
|---|--|

### ● スケジュール

成長戦略実行計画では、2020年度から実証を開始し、その結果を踏まえて2025年度までに保険者等による予防健康事業等に活用することとされていることを踏まえ、以下のスケジュールで事業を実施する。



## <参考> アウトプットのイメージ

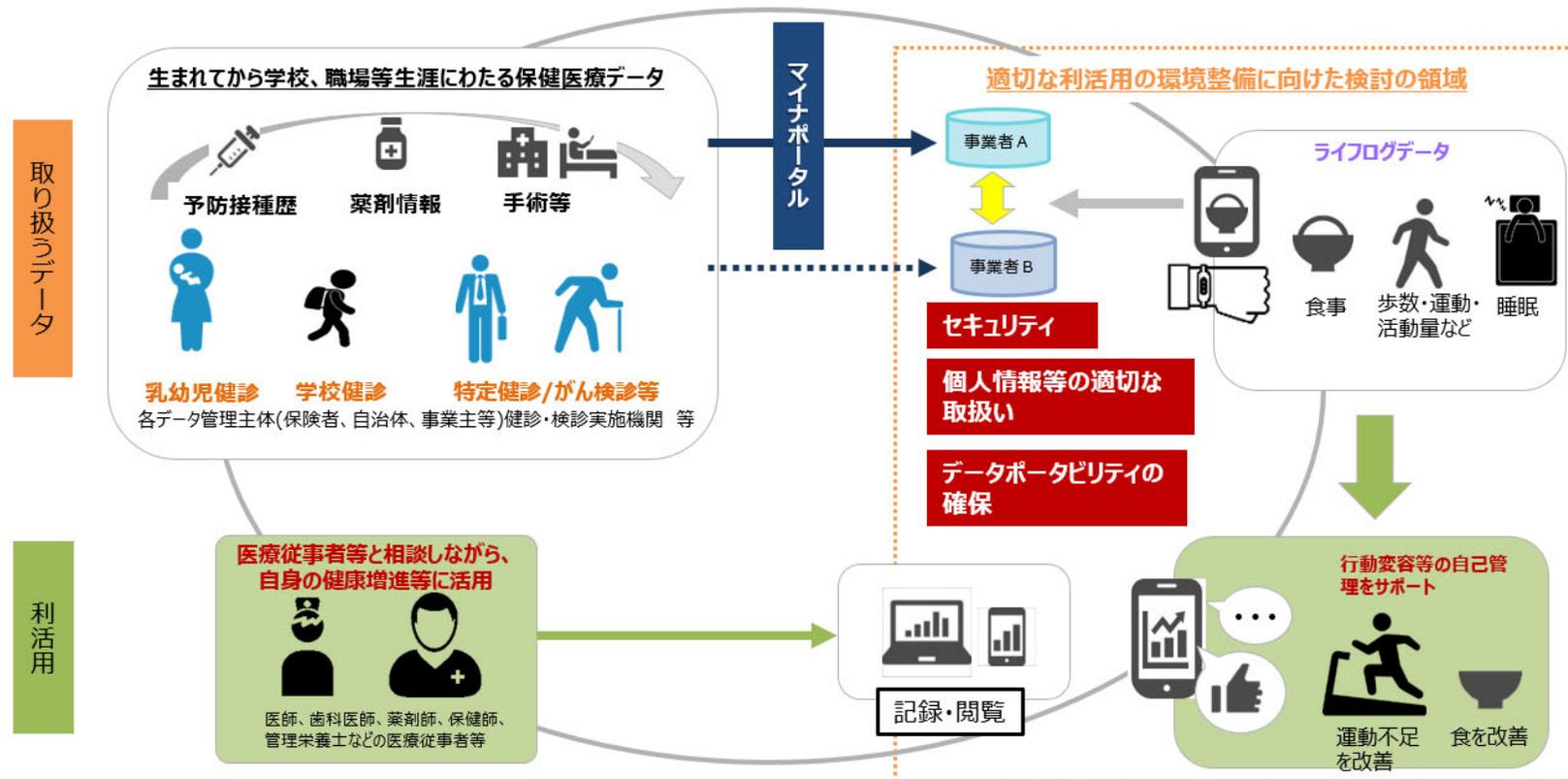
- 実証事業の結果をふまえ、健康増進効果・実施可能性等が高い介入に関しては、下記リストのように制度への反映を検討する。

実施主体	活用の具体例
保険者	保険者インセンティブ制度への反映 • ポジティブリストの掲載内容を活用し、保険者インセンティブ制度の評価指標へ反映
企業	健康経営優良法人認定制度への反映 • ポジティブリストの掲載内容を活用し、被保険者の行動変容をサポートする事業（ウェアラブル導入等）を実施することを、健康経営銘柄選定基準及び健康経営優良法人認定要件として設定
自治体	PFS/SIB事業の普及・制度設計への活用 • ポジティブリストの掲載内容を活用し、各自治体におけるPFS/SIBのプロジェクト（糖尿病予防のための受診勧奨・保健指導事業等）のロジックモデル、支払い基準等を策定
医療従事者	診療ガイドラインへの反映 • ポジティブリストの掲載内容を活用し、患者の行動変容（生活習慣病患者の食生活改善等）のサポートを行うスマートフォンアプリ等について、診療ガイドラインに掲載

## 論点3 P H Rの利活用

# PHR (Personal Health Record) の利活用

- 個人がスマートフォン等を通じて日々の健康データを閲覧・確認できる環境を整えることで、日常生活改善や健康増進等につながる可能性がある。
- そのため、生まれてから学校、職場等生涯にわたる個人の健康データを予防・健康づくり等に活用できる仕組みを構築。
- 安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けて、民間PHR事業者として遵守すべき情報の管理・利活用に係る要件を「基本的指針」として令和3年4月に策定（経産・厚労・総務の3省庁）。



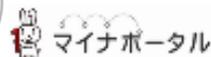
健康・予防・重症化予防に健康データを活用

# PHRの利活用： 国の基本的指針（同意取得）

例) 個人情報を第三者提供する場合に利用目的毎に同意取得する例

## ステップ1

以下の事業者があなたの個人情報へのアクセスを求めています。同意しますか？



要配慮情報を扱う事業者

アプリA	
目的	同意
データ取得	<input checked="" type="checkbox"/>
第三者提供	<input type="checkbox"/>

## ステップ2

以下情報を提供します

予防接種歴  
特定健診  
薬剤情報

## ステップ3

### 例2 利用目的毎に同意

利用目的毎に表示。「i」をクリックすることで詳細(内容、提供先等の説明)を表示、確認できる。

提供先(目的別)	同意
AAIに関する研究 <i>i</i>	<input checked="" type="checkbox"/>
BBIに関する研究 <i>i</i>	<input type="checkbox"/>
C製薬会社の創業に関する研究 <i>i</i>	<input checked="" type="checkbox"/>
⋮	

内容、提供先等の説明を表示

研究内容
AAIに関する研究として、...
提供先
A大学
B大学
C大学
...

内容、提供先等の説明を表示

研究内容
C製薬会社における創業に関する研究として、...
・糖尿病に関する創業研究
・高血圧疾患病に関する創業研究
...
...

(※同意ボタンや *i* ボタンを押すとポップアップ)

# PHRの利活用：国の基本的指針（案）

## ● 指針の位置づけ

基本的考え	・健診等情報を取り扱うサービスを提供する民間PHR事業者が法規制に加えて、適正なPHRの利活用を促進するために遵守することが必要と考えられる事項を含めて提示
指針の対象	・対象情報：個人が自らの健康管理に利用可能な要配慮個人情報（「健診等情報」と定義（健診等情報の具体例として、予防接種歴、乳幼児健診、特定健診、薬剤情報等） ・対象事業者：健診等情報を取り扱うPHRサービスを提供する民間事業者

## ● 民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する要件（制度上の要求事項へ上乗せする主な事項）

情報セキュリティ対策	・リスクマネジメントシステムを構築する上で第三者認証（ISMS又はプライバシーマーク等）を取得することに努める。ただし、マイナポータルAPI経由で健診等情報を入手する事業者においては、第三者認証を取得すべき 等
個人情報の適切な取扱い	・プライバシーポリシーやサービス利用規約を分かりやすく作成し、ホームページに掲載するなど義務化 ・ <b>利用目的に第三者提供を含む場合は、利用目的、提供される個人情報の内容や提供先等を特定し、分かりやすく通知した上での同意の徹底</b> ・本人同意があった場合でも、本人の不利益が生じないように配慮 ・同意撤回が容易に行える環境の整備と、健診等情報の利用がなくなった場合又は本人の求めがあった場合、健診等情報を消去又は本人の権利利益を保護するため必要な代替措置を行う 等
健診等情報の保存・管理、相互運用性の確保	・ <b>健診等情報について、民間PHR事業者から利用者へのエクスポート機能及び利用者から民間PHR事業者へのインポート機能について備えるべき</b> 等
その他（要件遵守の担保方法など）	・対象事業者は、自己チェックシートに沿って本指針の各要件を満たしているかどうかを確認し <b>点検後のチェックシートを自社のホームページ等で公表</b> すべき 等

本指針の要件に係るチェックシート（案）

※一部抜粋。要件毎にチェック項目を記載

# PHRの利活用：現状と今後の取組

- 民間利活用作業班報告書等を基に検討を行い、更なるPHRサービスの発展に向けて、より高いサービス水準を目指すガイドライン策定等への必要な支援を行う。

## ■ 民間利活用作業班報告書 (令和3年4月公表)

基本的指針の策定において、PHRサービスの発展に向けて引き続き検討すべき事項について記載された。

### <主な検討事項>

- ライフログ等の利活用に際して留意すべき事項
- 第三者証明等の要件遵守の担保方法
- 生活習慣病改善等に医療従事者等と連携したサービスの提供
- より高いサービス水準を目指すガイドラインの策定 等

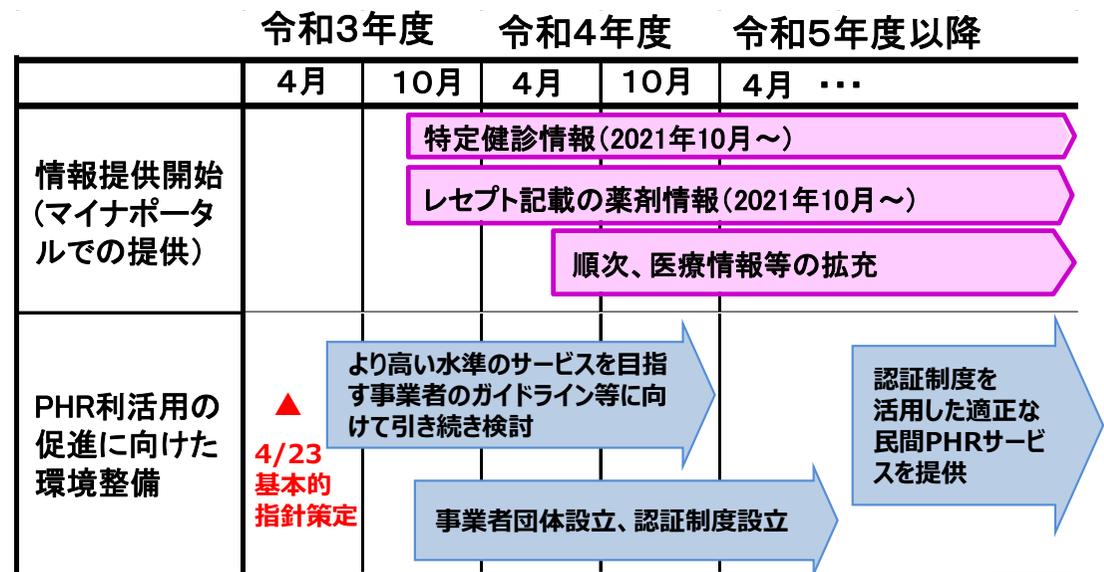
## (今後の取組)

### ■ 事業者団体を設立

レコメンデーションやポータビリティ等について、より高い水準のPHRサービスの提供を目指したガイドラインを作成

上記ガイドラインを踏まえたサービス提供を認証する仕組みの整備 等

### ■ PHR利活用に向けた今後のスケジュール

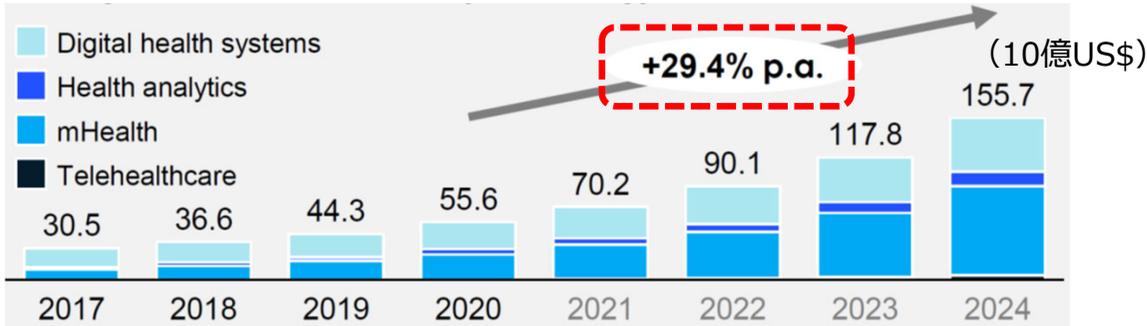


# デジタルヘルス産業市場規模とベンチャーへの投資の拡大

## デジタルヘルス産業市場規模推計

米国 

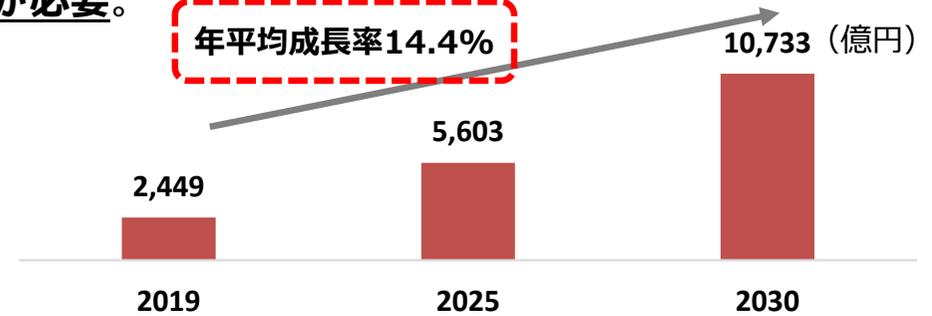
年平均成長率（2020-2024年）が29.4%の成長市場



<出典> Stalista

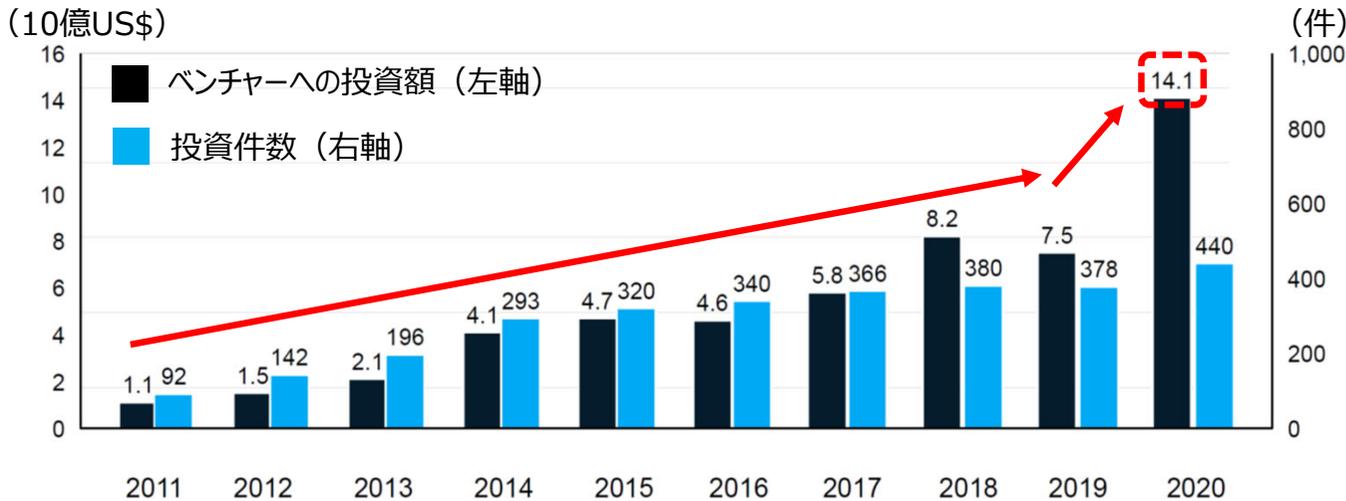
日本 

ヘルスケア産業市場の中でも、デジタルヘルス分野は年平均成長率（2019-2030年）が14.4%と比較的高く、成長市場である。他方、世界的に見るとさらなる市場規模拡大が必要。



<出典> 経済産業省委託事業  
デジタルヘルス産業（個人が利用・享受かつ公的保険外）の商品・サービスの市場規模を推計

## 米国におけるデジタルヘルスベンチャーへの投資規模



<出典> Rock Health Funding Database

- 米国におけるヘルスケアベンチャーへの投資額は、直近10年で10倍以上に拡大
- 投資件数も増加し、特に近年では一件当たりの投資額が増大
- コロナを契機に投資がさらに加速化し、2020年には141億ドルの投資がなされた

## 論点4 イノベーション・エコシステムの強化

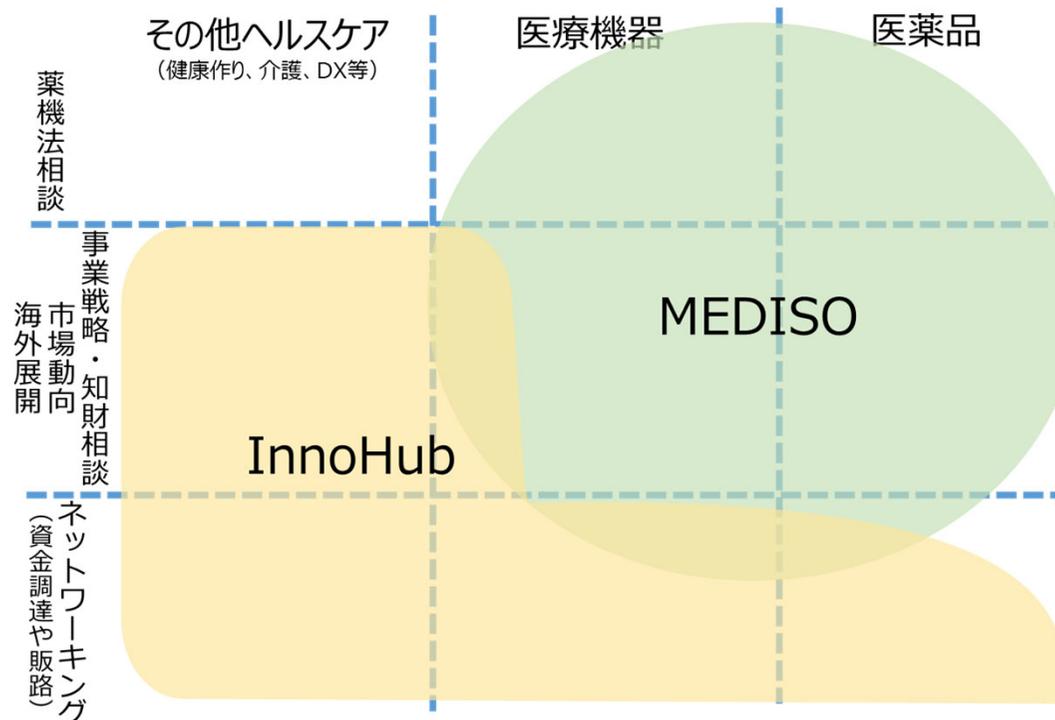
# 健康・医療分野におけるベンチャー支援窓口の連携強化

- 令和3年3月から開催している医療機器・ヘルスケア開発協議会において、ヘルスケアベンチャーや医療系ベンチャーを対象とするワンストップ窓口であるInnoHub及びMEDISOの連携強化、AMEDとの連携強化を議論。

## 【医療機器・ヘルスケア開発協議会での議論】

- MEDISOとInnoHubの委託先が4月から同一組織となり、更なる連携強化を図る（例：InnoHubへの相談者に、InnoHubからプッシュ型でMEDISOのサービスにつなげることが可能に）。
- AMEDにベンチャー支援窓口を設置。AMEDが、MEDISO及びInnoHubと連携しながら、AMED事業においてベンチャー採択が増えるための方策を検討する。

### MEDISO及びInnoHubの役割イメージ図



# ヘルスケア・ビジネスコンテストを通じた資金調達支援

ヘルスケア分野の社会課題解決につながる優良なアイデア・事業にスポットライトを当てたヘルスケア・ビジネスコンテストを行い、サポート団体との連携等を通して、資金調達面からの支援を行う。

JHeC2019 ビジネスコンテスト部門 グランプリ  
 株式会社カケハシ 代表取締役 CEO 中尾豊氏



グランプリ受賞により

- ① 知名度・信頼度の大幅な向上
- ② 加えて、医療領域の次世代IT  
 インフラ構築に向けた新規事業  
 のきっかけ  
 を得ることができた。

## 資金調達額

2019/10：約28億円の資金調達  
 2020/10：約16億円の資金調達

➡ **1年間で約44億円の資金調達を達成**

## 過去登壇者におけるJHeC登壇後の資金調達状況 (1億円以上の調達を抜粋)

登壇回	受賞内容	企業名	調達年月	調達額 (公開情報から概算)	IPO
2016	グランプリ	MRT株式会社 (2014/12/26 マザーズ上場)	N/A	N/A	●
2016	優秀賞	株式会社ミナカラ	2020/8	3億円	
2017	グランプリ	トリプル・ダブリュー・ジャパン 株式会社	2017/3 ~2021/3	17億円	
2017	優秀賞	エルピクセル株式会社	2018/10 ~2020/5	41億円	
2017	優秀賞	株式会社メドレー (2019/12/12 マザーズ上場)	2017/3~ 2020/8	94.2億円	●
2018	グランプリ	株式会社 mediVR	2019/12	2.9億円	
2018	優秀賞	株式会社 iCARE	2019/6	5.2億円	
2019	グランプリ	株式会社カケハシ	2019/10 ~2020/10	44億円	
2019	優秀賞	アンター株式会社	2020/5	2.3億円	
2019	優秀賞	株式会社ウェルモ	2019/8 ~2020/4	16億円	
2019	優秀賞	株式会社T-ICU	2019/10	1.5億円	
2019	優秀賞	株式会社ニューロスペース	2019/4 ~2019/7	5.1億円	
2020	グランプリ	カイトク株式会社	2020/9	1億円	

# 2025年大阪・関西万博について

- 2025年大阪・関西万博は、新たな技術やシステムを実証する場と位置付けられており、国内外の多様なプレイヤーによるイノベーションを促進しそれらを社会実装していく「未来社会の実験場」とする方針。
- 大阪・関西万博の基本方針（令和2年12月21日に閣議決定）では、「世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発を推進するとともに、その成果を積極的に発信する。」と記載。
- ヘルスケア分野の取り組みを世界に発信する好機であり、様々な企業の参画を期待。

## 1. テーマ・サブテーマ・コンセプト

テーマ：**いのち輝く未来社会のデザイン** “Designing Future Society for Our Lives”

サブテーマ：**Saving Lives**（いのちを救う） **Empowering Lives**（いのちに力を与える）

**Connecting Lives**（いのちをつなぐ）

コンセプト：**People's Living Lab**（未来社会の実験場）

## 2. 基本事項

### ①開催場所

ゆめしま  
**夢洲（大阪市臨海部）**

### ②開催期間

**2025年4月13日～10月13日**  
**（184日間）**

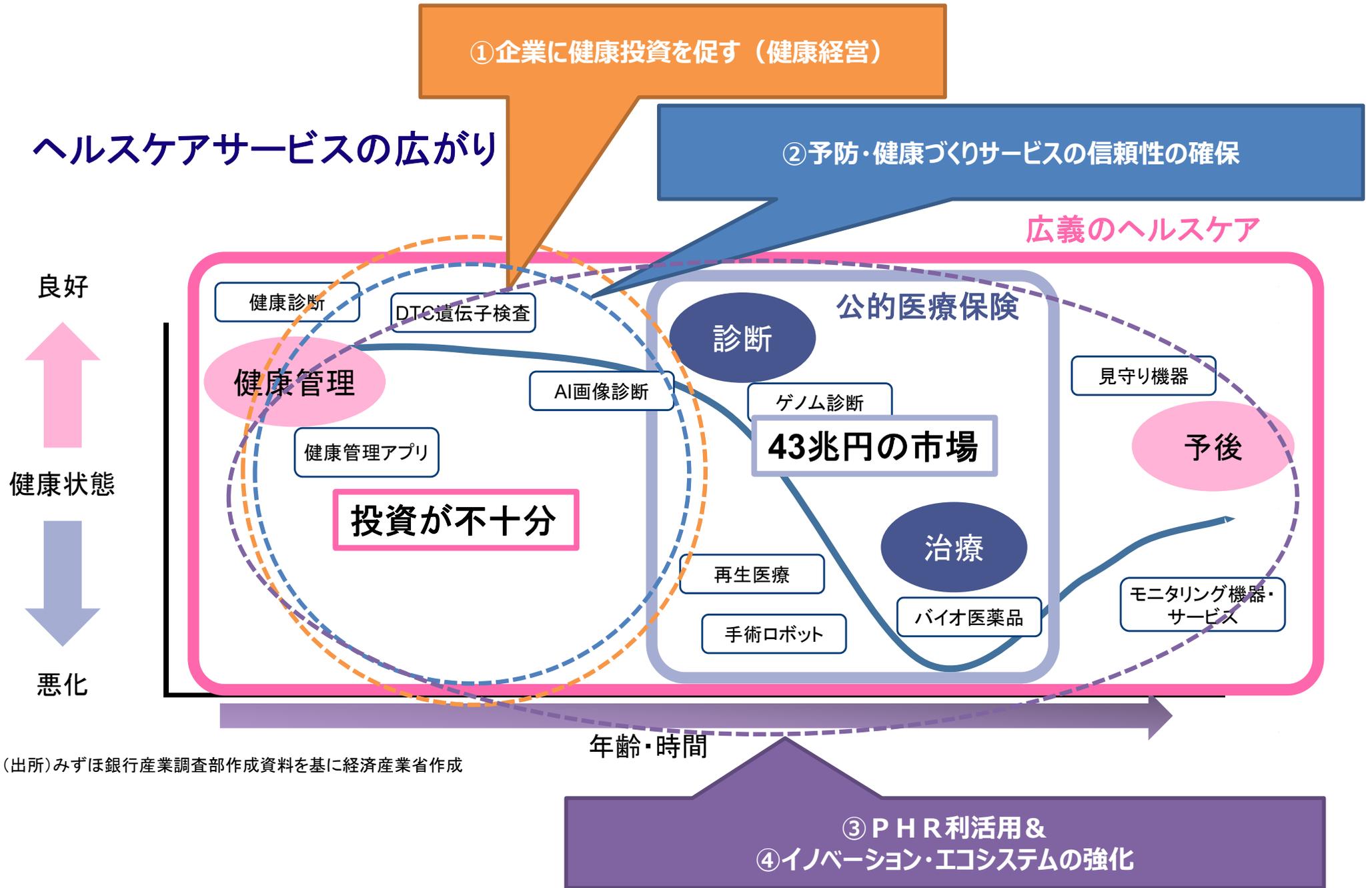
### ③来場者数(想定)

**約2,800万人**



# まとめ：ヘルスケア産業の創出

# ヘルスケア産業の創出



(出所)みずほ銀行産業調査部作成資料を基に経済産業省作成